

小牧市道路、水路等の用途廃止及び売払い事務処理要綱

〔平成30年4月26日〕
〔30小道第10号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の公共用財産のうち、道路、水路等の用途の廃止及び道路、水路等の用途を廃止されたもの（以下「廃道敷地等」という。）の売払いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「道路、水路等」とは、市が管理する次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 小牧市公共用物の管理に関する条例（昭和50年小牧市条例第32号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する河川及び同条第2号に規定する水路
- (4) 条例第2条第5号に規定する道路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

(用途廃止の要件)

第3条 道路、水路等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その用途を廃止することができる。

- (1) 道路、水路等としての機能を喪失しており、元の用途に供する必要がないと認められるもの
- (2) 代替施設（道路、水路等に代わるべき新たな施設をいう。以下同じ。）が整備されたことにより、道路、水路等として存置する必要がなくなったもの
- (3) 開発行為等により道路、水路等として存置することが不適當又は不要であると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が道路、水路等として存置する必要がないと認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する道路、水路等は、用途を廃止しないものとする。

- (1) 認定道路であるもの（代替施設を設置する場合又は小牧市道認定基準要綱（平成16年11月2日16小道第179号）に規定する認定

基準を満たしておらず、かつ、認定道路として機能が喪失しているものを除く。)

- (2) 用途を廃止することによって、地域住民の私権又は利便性を損なうと認められるもの
 - (3) 将来公共施設として使用するもの
 - (4) 用途を廃止することによって、他の道路、水路等の機能を低下させるおそれがあるもの
 - (5) 用途を廃止することができない道路、水路等の一部であるもの。ただし、当該道路、水路等が現に公共性を喪失しており、かつ、当該道路、水路等に隣接する土地所有者（以下「隣接地所有者」という。）並びに私権及び利便性を損なうおそれのある隣接地所有者の用途の廃止に係る承諾が得られる場合は、この限りでない。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、用途を廃止すべきではないと市長が判断したもの
- （代替施設）

第4条 代替施設は、次に定めるところにより設置しなければならない。

- (1) 道路、水路等の従前の機能を低下させるものでないこと。
- (2) 代替施設を設置した者のみでなく、公衆の利便をもたらすものであること。
- (3) 代替施設は、当該道路、水路等の等地積以上であること。ただし、当該道路、水路等の地積が代替施設の地積を超える場合は、その超えた部分は売り払うものとする。

（申請対象者）

第5条 道路、水路等の用途の廃止の申出をし、廃道敷地等の売払いの申請をすることができる者（以下「申請対象者」という。）は、隣接地所有者又は当該道路、水路等の隣接地の権原を有する者とする。

2 道路、水路等の隣接地の権原を有する者は、第7条に規定する申請書に当該隣接地の権原を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 道路、水路等の隣接地の売買契約書を第7条に規定する申請書に添付した者は、隣接地所有者とみなす。

（事前協議）

第6条 申請対象者は、道路、水路等の売払いを受けようとするときは、

その理由、財産の種類、利害関係者、現況等を明らかにして、市と事前に協議するものとする。

（用途廃止及び売払いの申請）

第7条 前条の事前協議により、道路、水路等の用途の廃止及び売払いが適当と認められたときは、申請対象者は、道路、水路等用途廃止・売払い申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に売払いを希望する道路、水路等（以下「申請地」という。）に係る次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）位置図（縮尺2,500分の1程度）
- （2）現況平面図及び求積図（250分の1から500分の1までの縮尺のもの）
- （3）法務局備え付けの公図の写し
- （4）申請地及び隣接地の登記事項証明書又は登記事項要約書の写し
- （5）現況写真
- （6）用途廃止・売払い承諾書（様式第2）
- （7）関係区長等への説明報告書（様式第3）
- （8）その他市長が必要と認める書類

（用途廃止及び売払い）

第8条 市長は、道路、水路等の用途の廃止について適当と認めたときは、当該道路、水路等の用途を廃止し、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）と申請地の売買契約を締結するものとする。

（評価価格の決定）

第9条 廃道敷地等の売払いに当たっては、小牧市道路、水路等の用途廃止に伴う売払い及び未登記土地の取得に係る評価価格算出要領（平成30年4月26日30小用第28号）の規定により算出した評価価格を小牧市財産処分審査会（以下「審査会」という。）に付議するものとする。

（売払い価格）

第10条 廃道敷地等の売払い価格は、審査会を経て市長が決定した評価価格に申請地の面積を乗じて得た額とする。

（費用負担）

第11条 廃道敷地等の売払いに伴う測量に係る費用及び登記に要する費用のうち保存登記及び土地所有権移転登記に要する費用以外の費用は、全て申請者の負担とする。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、道路、水路等の用途の廃止及び売払いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市生活污水放流に関する指導要綱、小牧市道路寄附受納取扱要綱及び小牧市道路、水路等の用途廃止及び売払い事務処理要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市生活污水放流に関する指導要綱、小牧市道路寄附受納取扱要綱及び小牧市道路、水路等の用途廃止及び売払い事務処理要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。